


○ マイナンバー（個人番号）を提示する際に必要な書類

◇マイナンバー（個人番号）提示が必要な手続きでは、ご提示いただく「個人番号の確認」と提示される方の「身元確認」が必要となります。

申請書類提出者	申請者の「個人番号の確認」に必要なもの	番号を提示する方の「身元確認」に必要なもの
申請者本人等	申請者の個人番号カード (一枚で「個人番号の確認」と「身元確認」の両方が可能です)	
	申請者の個人番号通知カード 等 	<p><u>1点でよいもの（顔写真つきの証明書）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の運転免許証 ・申請者の旅券 ・申請者の障害者手帳（写真付のもの） 等 <p><u>2点以上必要になるもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の資格確認書 ・申請者の障害者手帳（写真付でないもの） ・申請者の受給者となっている各種受給者証 ・申請者の年金手帳 ・申請者の住民票 等
郵送	※郵送による申請の場合は、上各書類の写しを添付してください。	
代理人	<p>以下のいずれか1点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の個人番号カード（写し可） ・申請者の個人番号通知カード（写し可） <p>※代理権を確認するため「委任状」等の提示があわせて必要となります。</p>	<p><u>1点でよいもの（顔写真つきの証明書）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・代理人の運転免許証 ・代理人の個人番号カード ・代理人の旅券 ・代理人の障害者手帳（写真付のもの） 等 <p><u>2点以上必要になるもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・代理人の資格確認書 ・代理人の障害者手帳（写真付でないもの） ・代理人の受給者となっている各種受給者証 ・代理人の年金手帳 ・代理人の住民票 等

※ 個人番号の提示が必要な手続きには、主に次のようなものがあります。

障害福祉課が担当する手続き	身体障害者手帳に関する申請
	精神障害者保健福祉手帳に関する申請
	自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）に関する申請
	補装具費の支給申請
	日常生活用具の給付申請
	特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当に関する申請
	訪問入浴サービスの申請
	日中一時預かりサービスの申請
	移動支援サービスの申請
	障害福祉サービスの申請
障害児通所支援（就学前・就学後児童）の申請	

※これらの手続き以外でも個人番号の提示が必要となる場合があります。また、手続きによってマイナンバー（個人番号）の提示が必要となる方が異なります。

ご不明な点については、各手続きの担当までお気軽にお問合せください。